

神戸市内中小製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務 委託仕様書

1 業務名

神戸市内中小製造業の技術シーズのデータベース作成・活用業務

2 履行期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

神戸市（以下、「本市」という。）では、業務の省力化を促進する製品の研究・開発・実証を支援するための「省力化を促進する製品の研究・開発・実証補助金」（以下、「省力化促進補助金」という。）事業など、市内企業の製品開発を支援する事業を実施している。

しかし、市内中小製造業に関する技術情報が十分に整理・共有されていないことから、補助金採択企業が製品の量産化を進める際に、市内中小製造業の技術を活用した調達・協業につながりにくいという課題がある。また、市内中小製造企業においても、自社技術の活用機会の把握や、新たな分野への参入に必要な情報が不足している状況にある。

一方で、市内中小製造業が保有する加工技術・設備・素材対応力などの“技術シーズ”は、他分野でのニーズに適合する可能性が高く、補助金採択企業の量産化過程や全国メーカーの需要と結び付けることで、新たな製品開発や事業拡大につながることが期待される。

そこで、本業務では、市内中小製造業の技術シーズを体系的に収集・整理することにより、「補助金採択企業による量産化・外注先探索の円滑化」、「市内中小製造業の新規分野参入・販路拡大」を促進することを目的とする。

4 業務内容

（1）データの収集

① 市内中小製造業の技術シーズ収集

- ・市内中小製造業の技術シーズにかかる情報（保有技術、保有設備、取得認証、対応材質、精度、対応ロット、製造体制、品質管理体制等）を収集すること。
- ・調査は、ヒアリング（現地・オンライン）、アンケート等、適切な手法を組み合わせて実施すること。
- ・業種、資本金、従業員数、主要製品などの基本情報もあわせて収集すること。
- ・本市は必要に応じて、ヒアリング候補となる市内製造業リストを提供するものとする。ただし、受託者は当該リストに限定されることなく、主体的に対象企業の探索・追加選定を行うこと。

② 技術シーズ情報の整理・データベース化

- ・収集した技術情報を整理し、体系的に分類すること。
- ・専用システムの構築を前提とするものではなく、Excel や CSV 等の一般的な形式で整理・管理すること。収集したデータを活用しやすい検索性の高いフォーマットとすること。

- ・データの追加・更新が容易に行えるよう、汎用的で拡張性のある構造とすること。

③ 全国メーカーのニーズ情報収集

- ・市内企業の販路拡大に向け、需要先となり得る全国メーカー（介護・医療・航空分野等）の情報と、当該メーカーの技術ニーズ（必要精度、材質、数量、納期、品質基準等）を調査・整理すること。

（2）ネットワーク形成・活用

① 市内中小製造業への情報提供

- ・データベースを活用し、新規参入可能性のある業界・製品分野やマッチングの可能性がある全国メーカーのニーズにかかる情報提供を行うこと。

② 補助金採択企業の量産化支援（外注先・調達先探索）

- ・省力化促進補助金等、本市補助金の採択企業が量産化へ移行する際に必要となる、外注加工・部材調達に関する候補先を、データベースを用いて適時提示すること。

③ 情報交換・協業促進の場の設定

- ・収集した技術シーズや全国メーカーのニーズ、市内企業の強み等を踏まえ、企業間連携を促進するための場を企画・実施すること。

④ 市内中小製造業ネットワークの強化

- ・企業間の関係構築を継続的に後押しし、市内中小製造業のネットワーク強化や新規分野への参入につながる連携体制の形成を支援すること。

（3）KPI

① データ収集業務について

- ・市内中小製造業 70 社以上の技術シーズを収集すること。

② ネットワーク形成・活用業務について

- ・本業務の予算の範囲内で、必要に応じて実施するものとする。

また、補助金採択企業への情報提供については、案件の発生状況に応じて適宜対応するものとする。

5 事業実績の報告

- ・受託者は、2カ月に1回、本市と対面またはオンラインによる打ち合わせを行い、事業の進捗報告を行うこと。

- ・本業務を完了したときは、業務完了報告書を電子データ（PDF）で本市に提出すること。

納期：2027年3月31日（水曜）

6 業務上の留意事項

（1）秘密情報の保護

- ・本業務の遂行にあたり、知り得た 企業情報（法人情報）を含む秘密情報 について、外部への漏えいがないよう適切に取り扱うこと。また、本市が提供する資料等を、本市の承諾なく第三

者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

(2) 情報セキュリティポリシー等の遵守

- ・業務の遂行にあたっては、本業務に適用される範囲で、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(3) 再委託等の禁止

- ・受託者は委託業務を、自己の責任において完全に履行するものとし、本市の書面による事前の承諾なく、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）することはできない。

なお、再委託を行う場合は、本業務の全部又は本業務の統括業務の再委託は行わないものとし、再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業を活用するように配慮すること。

(4) 業務責任者の選任

- ・受託者は本業務の履行に係る責任者をあらかじめ選任し、契約期間開始までに本市にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知すること。また、通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、本市に対し、変更した事項を書面により通知すること。

(5) 委託料

- ・本市は、委託契約約款第 6 条の定めに基づき、受託者の請求により委託料を支払う。受託者は、委託料の請求に際して、内訳が分かる明細を添付すること。

(6) 報告及び検査

- ・本市は、必要があると認めたときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、または検査を行うことができるものとする。受託者は、本市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応すること。

(7) 委託契約約款の遵守

- ・前項までに定める事項の他、本市の委託契約約款を遵守すること。

http://home.intra.city.kobe.lg.jp/documents/4212/20250401_itaku_yakkan.pdf

(8) 疑義の解釈

- ・本仕様書及び委託契約約款に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上定めるものとする。

7 問い合わせ先

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局工業課 担当：正木・山口

電 話：078-984-0340 メールアドレス：kogyoka@city.kobe.lg.jp